

# 荒川区立大門小学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年3月改定

校長決定

## 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

本校は、人権尊重の理念に基づき、学校内外におけるいじめの防止に取り組む。

- あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、生活できる学校づくりを目指す。
- いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る問題であることを十分に認識して、家庭、地域及び教育委員会をはじめとする関係機関と連携していじめの防止を推進する。
- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、児童の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを認識する。
- 「いじめを生まない、いじめを許さない、いじめを受けている児童を守り抜く」ことを表明し、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を組織的に行う。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人との関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法 第2条＞

## 3 いじめ防止の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会の設置

- 構成員 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭  
(必要に応じて、スクールカウンセラー、当該児童学級担任も参加する。)
- 実施日 定例会（毎月1回）、臨時会（必要に応じて実施）
- 活動内容
  - いじめの未然防止に関する取組と評価
  - いじめの早期発見に関する取組と評価
  - いじめ事案に対する迅速かつ適切な対応に関する協議及び評価
  - 重大ないじめ事案の判断及び対応

### (2) 生活指導夕会での情報共有及び共通理解

児童の様子で気になることについては、その日のうちにいじめ対策委員会に報告するとともに、週2回の生活指導夕会において、情報を共有し、対応について共通理解を図る。

## 4 いじめ未然防止に関する取組

### (1) 教職員の人権感覚の向上

児童の人権感覚育成のために、教職員自身の人権感覚を鋭く磨き上げるとともに、様々な人権問題に対する理解及び指導力の向上を図る。そのために、「人権教育プログラム」や「東京都教育委員会いじめ総合対策（第2次）」等を活用した研修を実施する。

### (2) 学級経営の充実

教育活動全体を通して、児童の人間関係を望ましいものにする。児童一人一人が居場所を実感し、互いを認め合い、支え合える学級集団を築く中で、自己有用感の向上を図る。また、暴力的な言葉遣いや差別的な言葉遣いのない集団づくりを進め、規律があり、互いの人権を尊重し合える人間関係を育んでいく。

### (3) 道徳教育及び人権尊重教育の充実

あらゆる教育活動の場面において、道徳教育の充実に努める。また、日常的に取り組んでいる事柄を人権尊重の視点から見直すとともに、児童の人権感覚・人権意識を高めるために、年3回「大門小学校 人権月間」を実施する（6月・12月・2月）。6月は「いじめ」をテーマにした授業実践を行い、いじめを許さない学級づくりに努める。

### (4) 分かる・できる授業づくり

すべての児童に分かる・できる授業を提供し、確かな学力の定着を図ることによって、学ぶ意欲を高め、学習に対する達成感や成就感がもてるよう努める。

### (5) 特別活動の充実

異年齢集団の仲間関係を深める縦割り活動「きょうだい班」活動を充実させ、集団の一員としての自覚を高め、社会性を育んでいく。

## 5 いじめ早期発見に関する取組

### (1) 日常における観察・児童との対話

- ① いじめは、人の目につきにくいところで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われるという認識に立った上で、日常的な観察を行う。
- ② 児童の様子に目を配るだけではなく、連絡帳や学習ノートなどの提出物、児童の作品、掲示物などからも児童の様子の変化に気付けるようにする。
- ③ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに早期発見につなげる。
- ④ 些細なことであっても、気になる事項があった場合は、確実に生活指導主任を通じて管理職に報告する。

## (2) 「いじめについてのアンケート」の実施

- ① 「いじめについてのアンケート」を、年3回（6月・11月・2月）実施する。
- ② 実施後は担任が結果を把握するとともに、児童への聞き取り等を実施する。
- ③ アンケートは生活指導主任が集約し、いじめ対策委員会を開催し、取組状況や今後の対応について協議する。
- ④ いじめアンケートは、実施年度末から3年間保管する。（令和2年度改定）

## (3) 当該児童への聞き取り等

- ① 日常における・児童との対話や「いじめについてのアンケート」により、気になる様子が見られた場合には、当該児童への聞き取り等を実施する。
- ② 担任、スクールカウンセラー等が、困っていることがないか個別面談を実施する。
- ③ 本人が、いじめ、またはいじめが疑われるような行為があったことを訴えた場合は、「6 いじめ早期対応・早期解決に関する取組」を実施する。
- ④ 特に本人から訴えがなかった場合も、必要に応じて、生活面、学習面、その他行動面について、授業時間、休み時間、給食時間などの様子を記録する。

## (4) 保護者・地域との連携

- ① 学校便りや保護者会の積極的な活用、情報共有
- ② スクールカウンセラーを活用した保護者相談の実施
- ③ 学童クラブ、にこにこスクールとの連携

## 6 いじめ早期対応・早期解決に関する取組

### (1) 「いじめ対策委員会」を核とした対応

- ① いじめを発見した場合には、速やかに生活指導主任及び管理職に報告する。
- ② 対応にあたっては、全教職員がその事実を共有するとともに、校長は直ちに「いじめ対策委員会」を開催し、その適切な対応等について協議し、組織的かつ機能的な役割分担を行って、いじめ問題の早期解決にあたる。

### (2) 被害児童、加害児童、観衆・傍観者の立場にいた児童への対応

- ① いじめの対応にあたっては、被害児童の身の安全と安心を最優先する。情報収集に際しても細心の注意を払いながら事実確認や指導を行うなど、いじめ再発防止に努める。
- ② 担任や養護教諭、スクールカウンセラーが中心となって、被害児童の心のケアに努める。
- ③ 加害児童に対しては毅然とした態度で指導にあたるとともに、いじめの観衆・傍観者の立場にいた児童にも、そうした態度や行動は、いじめているのと同様であるということを気付かせ、指導にあたる。

### (3) 関係諸機関・保護者・地域との連携

- ① 必要に応じて、関係諸機関や専門家等の協力を要請し解決にあたる。  
(教育委員会、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等)
- ② 家庭との連携を密にし、学校側の取組やその進捗状況等について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集し、指導に生かす。

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- いじめにより児童が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合  
(この場合、必ず重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たる。)

### (2) 重大事態への対処

- 重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
- 上記調査結果については、いじめられた児童及びその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 調査結果を教育委員会に報告するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。